

仕様書

本仕様書は「福岡フィルムコミッションロケーション映像制作業務委託」(以下「本業務」という)の契約に関し、必要な仕様を定めるものである。

なお、本仕様書において、甲とは発注者(福岡フィルムコミッション)をいい、乙とは受注者をいう。

1 件 名

福岡フィルムコミッションロケーション映像制作業務委託

2 業務の目的

国内外の制作会社やプロデューサーに対し、映画やドラマのための福岡フィルムコミッション(福岡都市圏 17 市町)内のロケーションを紹介し、今後の撮影の可能性を広げる動画を制作することで、撮影誘致を図るもの。

なお、制作した動画については、ロケ地フェアや国際映画祭、マーケットでのPR、福岡フィルムコミッションHP への掲載、撮影時の写真を使用したガイドブック作成等、国内外で様々な場面での発信・活用を想定している。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年3月 17 日(水)まで

4 業務の内容

(1)映像の要件・規格等

横型でショートバージョン(約 2 分)とロングバージョン(約5分)の計 2 本を制作すること。

内容は同様のものとし、ショートバージョンはロケ地を中心にロングバージョンを編集する。

ナレーションは不要とし、雰囲気やコンセプトに合ったBGMをつけ、説明を字幕(日英)で入れること。

(2)映像構成の基本方針

一般市民向けの観光プロモーションではなく、これからロケ地を探している映像関係者に見せる映像であり、映画やドラマ制作者の創造を掻き立てる映像美や、ストーリー性のあるカメラアングルでロケーションの魅力と可能性を伝えること。

(3)撮影・映像内容

乙は、履行期間を通じた撮影計画を策定し、以下の要素を網羅した映像素材の収録および編集を行うこと。

①国内外向けに福岡の位置、福岡空港、博多駅から都心のアクセスのよさ。九州一の繁華街でありながら、海、山、都会、都市型公園が半径数キロ以内で撮れる利点。

② 人口 167 万人の福岡市を中心とした多彩な宿泊地、飲食店、エキストラ、現地制作スタッフ等の協力体制

③具体的なロケ地(海、山、都会、都市型公園、その他特色ある建物等、ロケ地のテロップとともに約 30 か所想定。別途、学校、病院、公園、商店街等の撮影希望の高いところが多数ロケ地として提供できることがわかる映像) ※メイン映像

③ ロケ地探し、調整、エキストラ募集、広報等、福岡フィルムコミッションの活動及びその活用促進。

そのほか、乙が提案する企画内容に沿った要素を入れることも可とする。また、甲が追加を指示する場合は入れること。なお、福岡市以外の 16 市町のロケ地については市から指定(約 10 か所想定)するため、乙によるロケ地選出は福岡市内が主となる。

(4)撮影手法

ドローンで撮影できる箇所は、撮影可能なことが伝わるよう、可能な限りドローン映像を含めること。必要な許認可及び関係機関との調整は乙が行うこと。

(5)留意事項

- ① 実際に撮影対応できるかの確認も含め、原則として映像は新たに撮影することとするが、必要に応じて甲と協議し、既存の映像や画像を活用することも可とする。
- ② 出演者がいる場合は、肖像権等に関する調整・確認を行うこと。
- ③ 制作にあたっては、撮影日程のアポイントを含め、各施設・スポットに対する内容確認(権利関係や撮影にかかる対価支払い等も含む)など一切の調整を行い、同意を得ること。撮影にかかる費用含め、各業務にかかる一切の経費はすべて事業費内に含めること。ただし、一部の公共施設等の撮影において、乙が甲に対し必要な手続きを踏むことにより甲より乙に対し撮影使用料の減免のための副申書を提出することが可能となる場合がある。
- ④ 映像の完成までに、中間報告用の映像提出、及び甲による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。ロケ地選定協議の他、構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。
- ⑤ 字幕は、ネイティブチェックを行うこと。
- ⑥ BGM その他第三者の著作物を使用する場合は甲が期間の定めなく利用できる権利処理を行うこと。

(6)成果物

① 納品物

ア データー式(MP4 及び WMV 形式) ※なお、字幕・テロップのない白素材も納品するとして、できるだけ非圧縮ファイルで納品(詳細は、甲と乙の協議のもと決定)。

イ 各ロケ地複数枚ずつのサムネイル画像データー式(jpeg 形式)

及び説明一覧(日英表記。Word、Excel のように編集できる形式)

エ 報告書(PDF)

② 納品場所

福岡市経済観光文化局新産業振興部コンテンツ振興課

5 その他

(1)事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めることとする。仕様書

に記載のない事項についても同様とする。

- (2) 本業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む)は、甲に帰属する。乙は、成果物及び成果物を構成する著作物について、著作者人格権を甲及び甲が許諾する者に対して行使せず、また著作者人格権を有する者にこれを行行使させないものとする。
- (3) 乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。
- (4) 乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

乙は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成 23 年福岡市規則第 51 号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第 66 条第2項において、乙に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3)特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

乙は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

乙は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業員を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業員の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

乙は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

乙は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

乙は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

乙は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

乙は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

乙は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、乙における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、年に1回以上、原則として実地検査を行うほか、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

なお、実地検査を行うに当たっては、別添「個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト」により確認を行うものとする。

13 事故等発生時の報告

乙は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、乙がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、乙に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

決 裁	・ ・ ・	課長	係長	担当者

個人情報・情報資産の委託先等監督チェックリスト

このチェックリストは、契約書添付の「個人情報・情報資産取扱特記事項」の各項目に関し、委託先等において適切に実施されていることを確認するためのものです。実地検査を行う場合は、このチェックリストに基づいて、委託先等の安全管理措置状況を確認してください。

契約件名		確認者	
委託先等		補助者	

適→○ 否→× 該当なし→／

確認項目		確認結果	実施日	確認内容
1	組織体制等	①個人情報等の管理体制を確認		
		ア.個人情報等の取扱責任者や取り扱う担当者は明確になっているか。		
		イ.取り扱う文書・データの種類、個人情報等の記載項目は明確にされているか。		
		②漏えい事故等発生時の体制を確認		
		ア.委託業者内での報告体制は明確になっているか。		
		イ.委託業者から市への報告体制は明確になっているか。		
		③従事者に対する研修の実施状況を確認		
		ア.研修資料、対象者、実施回数は適切か。		
		④業務の再委託は原則として認められないことを踏まえた確認		
		ア.業務の再委託を行う場合、市からの承諾を得ているか。		
		イ.再委託先で個人情報の取り扱いがある場合、再委託先でも同等の措置が行われることを確認しているか。		
2	作業場所、保管場所	①個人情報等を取扱う作業場所を確認		
		ア.個人情報等を取り扱う区域や場所を明確に定めているか。		
		イ.入退室管理を適切に行っているか。		
		ウ.十分なスペースが確保され、整理整頓されているか。		
		②個人情報等の保管場所を確認		
		ア.個人情報等の保管場所・保管方法は適切か。（個人番号が記載された書類は、施錠できる場所に保管しているか。）		
		イ.USBメモリ等の電磁的記録媒体を使用する場合、施錠できる場所に保管されているか。		
		ウ.本契約に関係のない他の書類、電磁的記録媒体等と区分されているか。（自社のものや他契約のもの）		
		③個人情報を含むデータの保存場所や取り扱いの状況を確認		
		ア.個人情報等を含むデータが、アクセス権やパスワード等により、許可された者のみが閲覧できる場所に適切に保存されているか。		
		イ.サーバーおよび端末において、修正プログラムが適切に適用され、ウイルス対策ソフトが最新状態で運用されているか。		